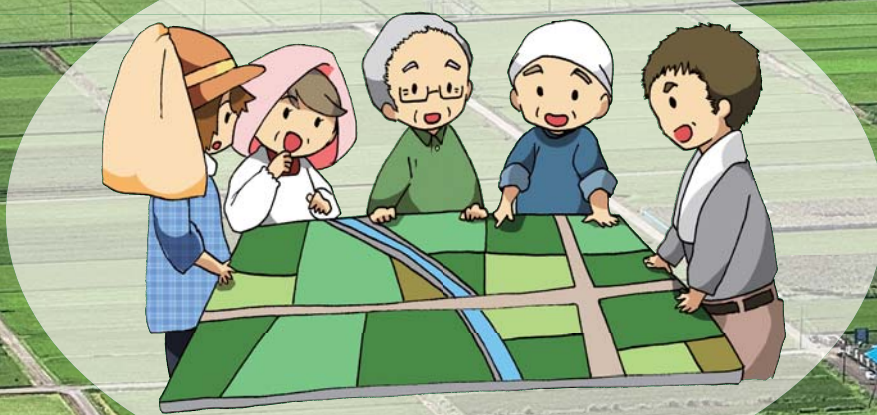


農地の所有者や
耕作者のみなさんへ

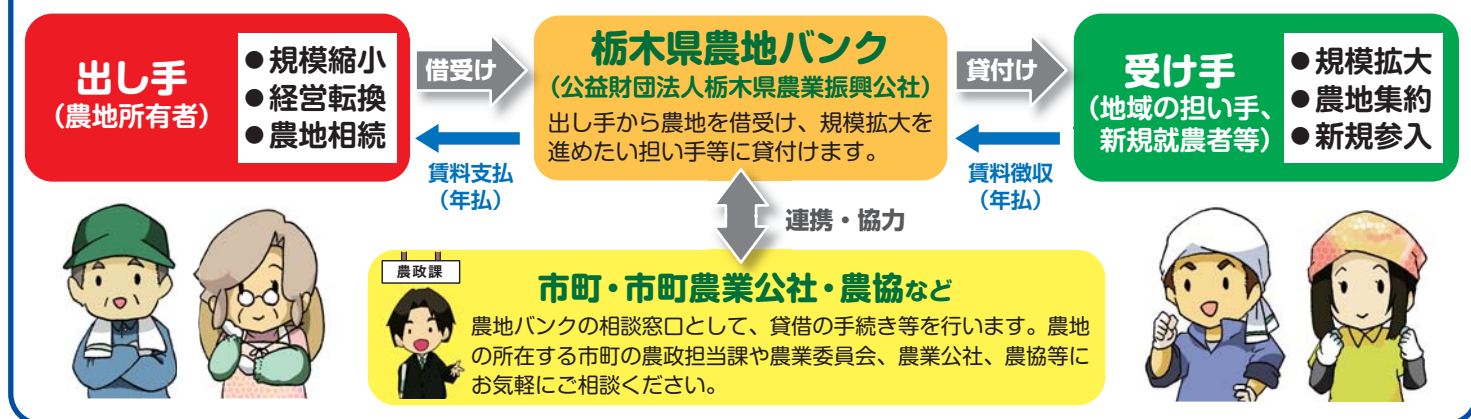
農地の有効活用で
地域農業に元気と活力を!!

農地の貸し借りは 農地バンク事業を活用しましょう



～地域計画の実現に向けた農地の集積・集約化～

農地バンク事業の仕組み



出し手のメリット

- ① 農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸すことができます。
- ② 賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③ 納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

受け手のメリット

- ① 経営規模の拡大が図れます。
- ② 長期間の借入れが可能なので、安心して耕作や設備投資ができます。
- ③ 出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一本化されるので、事務が軽減されます。

■ 対象農地は、市街化区域以外の区域の農地です。また、再生不能と判断された遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準があります。

■ 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により期間を決定することも可能です。

■ 要件を満たせば、**農地集約化促進事業の支援金(裏面参照)**が受けられます。

■ 同一の地域計画区域内に所有する全農地を農地バンクに貸付けすることで、**農地の固定資産税の軽減**が受けられます(その他要件あり)。



農地集約化促進事業

要件を満たせば、農地集約化促進事業※1の支援金が受け取れます。

※1 令和7年度まで実施していた「機構集積協力金交付事業」に代わる事業です。

農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。

- 対象となる農地・・・全域が同一の地域計画に含まれている「地域」です。
- 活 用 使 途・・・支援金の使途は、話し合いにより地域で決めることができます。
- 支 援 内 容・・・下記の集約化加速タイプ（旧集約化奨励金）と地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金）があります。

1. 集約化加速タイプ

地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

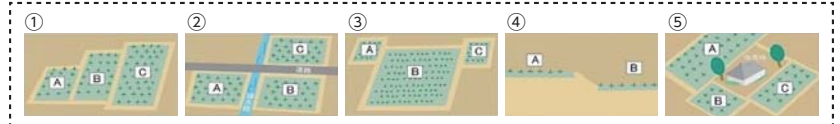
①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地※2面積の割合が集約化目標年度※3までに増加すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント	1.0万円/10a
区分2	20ポイント	3.0万円/10a

※3:「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。

- ①畦畔で隣接する農地 ②農道又は水路等を挟んで隣接する農地 ③各々一隅で隣接する農地 ④段状に隣接する農地 ⑤借受希望者の宅地に接続している農地



※2:「団地」とは、上記のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。

②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンク等を通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積は、5万円/10a

（注意）いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者（③の場合、事業実施年度の前年度の2月末時点で地域計画に位置付けられていない新たな耕作者）に転貸することが必要です。

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

2. 地域集約化実現タイプ

集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

（交付要件）

- ①目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上
- ②地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンク活用率※4		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

※4:「農地バンクの活用率」とは、対象地域の農地面積に占める農地バンクへの貸付総面積の割合

「1. 集約化加速タイプ」と「2. 地域集約化実現タイプ」を活用することで、最大7.6万円/10a※5

※5:「1. 集約化加速タイプ」の②大規模集約タイプ（5万円/10a）と「2. 地域集約化実現タイプ」の中山間地域（2.6万円/10a）の両方に該当する農地の場合

詳細については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

栃木県 生産振興課 ☎028-623-2279
河内農業振興事務所 ☎028-626-3076
宇都宮市農業企画課 ☎028-632-2473
（公財）宇都宮市農業公社 ☎028-660-2701
上三川町農政課 ☎0285-56-9136
（公財）上三川町農業公社 ☎0285-56-4312
上都賀農業振興事務所 ☎0289-62-5236
鹿沼市農政課 ☎0289-63-2191
（公財）鹿沼市農業公社 ☎0289-63-5570
日光市農政課 ☎0288-21-5171
（一財）日光市農業公社 ☎0288-22-7770
芳賀農業振興事務所 ☎0285-82-4720
真岡市農政課 ☎0285-83-8137
（公財）真岡市農業公社 ☎0285-83-9931
益子町農政課 ☎0285-72-8837
茂木町農林課 ☎0285-63-5634
JAはが野茂木地区営農センター ☎0285-63-1249
市貝町産業振興課 ☎0285-68-1116

（公財）芳賀町農業公社 ☎028-677-6048
芳賀町農業委員会 ☎028-677-6047
下都賀農業振興事務所 ☎0282-23-3425
栃木市農業振興課 ☎0282-21-2381
（一財）栃木市農業公社 ☎0282-20-5300
JAしもつけ営農経済部営農企画課 ☎0282-20-8828
小山市農政課 ☎0285-22-9254
小山市農業委員会 ☎0285-22-9861
下野市農政課 ☎0285-32-8906
（公財）下野市農業公社 ☎0285-32-8951
壬生町農政課 ☎0282-81-1839
野木町産業振興課 ☎0280-57-4151
塩谷南那須農業振興事務所 ☎0287-43-1252
矢板市農林課 ☎0287-43-6210
（公財）矢板市農業公社 ☎0287-43-2650
さくら市農政課 ☎028-681-1117
JAしおのや喜連川営農経済センター ☎028-686-3211

那須烏山市農政課 ☎0287-88-7117
（一財）那須烏山市農業公社 ☎0287-88-7790
塩谷町産業振興課 ☎0287-45-2211
高根沢町農政課 ☎028-675-8104
JAしおのや高根沢営農経済センター ☎028-676-0233
那珂川町産業振興課 ☎0287-92-1113
那須農業振興事務所 ☎0287-23-2151
大田原市農政課 ☎0287-23-8708
（公財）大田原市農業公社 ☎0287-23-4834
那須塩原市農務畜産課 ☎0287-62-7032
（公財）那須塩原市農業公社 ☎0287-60-1283
那須町農林振興課 ☎0287-72-6911
（一財）那須町農業公社 ☎0287-73-5545
安足農業振興事務所 ☎0283-23-1455
足利市農業委員会 ☎0284-20-2278
佐野市農政課 ☎0283-20-3043
（公財）佐野市農業公社 ☎0283-21-5489

栃木県農地バンク（公益財団法人 栃木県農業振興公社） ☎ 028-649-0818